

東証指数算出要領
(東証スタンダード市場 TOP20・東証グロース市場
Core 指数編)

2024年1月31日版

株式会社JPX総研

2024年1月31日発行

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 算出式	4
2. 指数種別	5
3. 算出対象の追加・除外	5
III. その他	7
1. 公表、基礎情報の提供	7
2. 利用許諾	7
3. 問い合わせ先	8

変更履歴

公表日	変更内容
2022/4/4	・新設
2024/1/31	・「特設注意市場銘柄」の「特別注意銘柄」への呼称変更

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社 J P X 総研（以下、「J P X 総研」という。）が算出・配信を行う、東証スタンダード市場 TOP20 及び東証グロース市場 Core 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と J P X 総研が判断した場合は、J P X 総研が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は J P X 総研の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、J P X 総研に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、J P X 総研は、東証スタンダード市場 TOP20 及び東証グロース市場 Core 指数の算出若しくは公表に係る誤謬、遅延若しくは中断、その算出若しくは公表の方法の変更、東証スタンダード市場 TOP20 及び東証グロース市場 Core 指数若しくは本資料に記載された情報の利用又はこれらに類する事由により発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。

I. 株価指数概要

- ・ 東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数は、それぞれ東証スタンダード市場指数、東証グロース市場指数の算出対象を母集団とし、上場時価総額、流動性を基準として、J P X 総研が選定した銘柄を算出対象とする。
- ・ 算出対象の定期入替は毎年 1 回（10 月最終営業日）行う。
- ・ 定期入替に係る基準日（以下、「定期入替基準日」という。）は、毎年 8 月最終営業日、キャップ調整に係るウエイト計算における基準日（以下、「ウエイト基準日」という。）は毎年 9 月最終営業日とし、追加・除外リストを 10 月第 5 営業日に公表する。
- ・ ただし、初回の定期入替基準日、ウエイト基準日は、2021 年 12 月 30 日とする。初回の定期選定は、2022 年 4 月 4 日時点における各銘柄の市場区分を前提として実施する。
- ・ 基準日は 2022 年 4 月 1 日・同日の指数値は 1,000 円とする。

II. 指数の算出

1. 算出式

- ・ 東証スタンダード市場 TOP20 及び東証グロース市場 Core 指数は株価平均方式により算出される株価指数である。
- ・ 指数の算出式や除数の修正等については、「指数計算に係る算出要領」に従う。
- ・ 個別銘柄のウエイト上限は 20%とする。
- ・ 新規組入れ銘柄のウエイトは 5%とする。
- ・ キャップ調整に係るウエイト基準日におけるウエイトが上限を超える銘柄及び新規組

入れ銘柄については、10月最終営業日に修正係数を設定する。その後に株価の変動等により上限を超える場合も翌年の10月最終営業日まで修正係数は変更しないものとする。

2. 指数種別

- ・ 東証スタンダード市場 TOP20 及び東証グロース市場 Core 指数について、配当なし株価指数と配当込み株価指数を算出する。
- ・ 配当の指数値への反映方法については、「指数計算に係る算出要領」に従う。

3. 算出対象の追加・除外

(1)10月の定期入替

a. 銘柄選定

① 母集団の選定

定期入替基準日時点において、東証スタンダード市場 TOP20 については東証スタンダード市場指数、東証グロース市場 Core 指数については東証グロース市場指数の構成銘柄を母集団とする。

ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。

- ・ 定期入替基準日において、整理銘柄に指定されていること。
- ・ 定期入替基準日において、特別注意銘柄に指定されていること。
- ・ 定期入替基準日において、上場市場を変更することが公表されていること。

※母集団からの除外の条件は、原則として、定期入替基準日から定期入替結果の発表までの間に該当することが判明した銘柄を含む。

② 上場時価総額等による銘柄の選定

- I. 定期入替基準日において、構成銘柄における上場時価総額が上位 18 位までの銘柄のうち、定期入替基準日における母集団となる市場以外の市場に上場する銘柄を除いた銘柄を継続採用とする。
- II. 各母集団において、定期入替基準日における上場時価総額の大きい順に、算出対象が 20 銘柄となるよう、以下の基準を満たす銘柄を追加する。
 - ・ 浮動株比率が 0.2 以上
 - ・ 直近一年間の売買代金（立会取引における売買代金とする。）が、銘柄数ベースで母集団の上位 90%以内

b. その他

- ・ 定期入替日の構成銘柄数は、定期入替公表日以降の構成銘柄の整理銘柄指定等によって、「a. 銘柄選定」の 20 銘柄を下回ることもある。

(2) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、特別注意銘柄への指定があった場合、当該銘柄を除外する。

(3) 非定期の追加

- ・ 東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- ・ 東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象が、それぞれ東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。
- ・ 前項(2)による非定期の除外によって、東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象の算出対象数が 20 銘柄を下回るがあっても、当該原則数を満たすための非定期の追加は行わない。

(4) 選定用データに関する取扱い

- ・ 選定にあたって利用する上場時価総額は、定期入替基準日の東証スタンダード市場指数、東証グロース市場指数の算出に用いた各銘柄の指数用上場株式数に指数採用価格を乗じたものとする。

(5) 算出対象の追加及び除外日

	修正を要する事項	修正日
追加	東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等がそれぞれ東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象に追加される場合	新規上場日(注 2)
	東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象が、それぞれ東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数に追加される場合	上場廃止日
	毎年 10 月の定期入替	10 月最終営業日

		修正を要する事項	修正日
除 外	上 場 廃 止	東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(通例、上場廃止日の2営業日後)
		上記以外(合併・株式交換などにより非存続会社となる場合等)	上場廃止日
	整理銘柄、特別注意銘柄への指定		整理銘柄、特別注意銘柄への指定日(注 3)の4営業日後
	毎年10月の定期入替		10月最終営業日

注1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注3：整理銘柄、特別注意銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

III. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- 東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の配当なし株価指数の指数値は、東証相場報道システムを通じてリアルタイム(15秒間隔)で全国の証券会社、報道機関等へ配信している。
- また、東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の配当込み株価指数については終値のみを算出している。

(2) 指数基礎情報

- 東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数に係る日々の指数基礎情報(除数など)は、「指数基礎情報」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数の算出、数値の公表、利用など東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数に関する権利は J P X 総研又は J P X 総研の関連会社が有している。このため、東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す(相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。)又はデータ提供する場合など東証スタンダード市場 TOP20、東証グロース市場 Core 指数を商業的に利用する場合には、J P X 総研と

のライセンス契約が必要となる。

3. 問い合わせ先

J P X総研 インデックスビジネス部

E-mail : index@jpx.co.jp

以上